

別紙1 プラネタリウム投影等業務委託仕様書

1 プラネタリウム等施設概要

- (1) 主投影機器 株式会社五藤光学研究所 ケイロンⅢハイブリッド
- (2) ドーム直径 23m
- (3) 座席 最大200席、傾斜床、一方
- (4) 全天周映画機器 株式会社五藤光学研究所 バーチャリウムⅡR7
- (5) 補助投影機器 補助プロジェクター、イベント支援機器類等

2 委託期間

令和7年10月1日～令和10年9月30日とする。

3 博物館の休館日

- (1) 月曜日（祝日等に当たる日を除く。）
- (2) 祝日等の翌日（祝日等、土曜日又は日曜日に当たる日を除く。）
- (3) 年末年始（12月28日から1月3日まで）
- (4) 保守点検日（年3日間×2回） ※3日の内1日は3(1)(2)の休館日に合わせる
- (5) その他教育委員会が定める日 ※年間開館予定日数は、305日程度

4 博物館の開館時間

午前9時30分から午後5時まで ※ただし、事業実施等で開館時間の延長を行う場合がある。

5 プラネタリウム投影等業務委託の内容

(1) プラネタリウム投影及び全天周映画上映

休館日を除き、原則として下表のスケジュールに基づき、博物館においてプラネタリウムの投影及び全天周映画の上映を実施する。ただし、事業実施等により投影・上映回数の増減やスケジュールの変更を行う場合がある。

曜日・期間\開始時刻	午前10時30分	午前11時45分	午後1時00分	午後2時30分	午後4時00分
特別上映期間を除く 火曜日から金曜日の平日	団体投影（学習投影） 《開始時刻10時～10時30分》		団体投影 （学習投影）	プラネタリウム （星空解説）	全天周映画 〈一般向け〉
土曜日・日曜日・国民の祝日 及び 小・中学校の長期休み等に合 わせて設定する特別上映期間	子ども向け プラネタリウム （星空解説＋ 子ども向け番組）	プラネタリウム （星空解説）	全天周映画 〈子ども向け〉	プラネタリウム （星空解説）	全天周映画 〈一般向け〉

(2) プラネタリウム投影操作及び全天周映画上映操作（毎日又は投影回数に行うプラネタリウム等関連機器の日常的な保守管理を含む。）

- ア 投影等のスケジュール、担当者の確認
- イ 投影等準備操作（機器の点検、プログラム調整、音響機器等の確認）
- ウ 投影等操作（解説、機器作動開始・停止、非常事態の対応）
- エ 投影中等の場内整理補助（場内説明・案内、非常時の対応）

- オ プラネタリウムコンソール室の清掃及び整理整頓、機器の清掃等
 - カ プラネタリウム業務日報の作成
 - キ 次回の投影等の準備及び場内の忘れ物等の確認
 - ク 観覧者からの質問への対応
 - ケ 各設備の始業及び終業時の電源処理
- (3) プラネタリウム用子ども向け番組の制作またはアニメ番組の選定
- ア 契約期間内において年間4番組以上(季節ごとに一部内容を変更するものも可能とする)となるよう、プラネタリウム用子ども向け番組の制作またはアニメ番組の選定を行う。内容は、ドーム型スクリーン設備を十分に活用した天文・宇宙に関連するもので、子ども(小学校3年生以下)向けの教育普及活動にふさわしい、20分程度のものであるとする。
 - イ 子ども向け番組を新たに制作する場合には、制作・変更に係わる監修者、外部団体、関係業者との連絡調整、取材及び資料収集時の手続き、著作権処理や費用負担等は受注者が行うものとする。アニメ番組を上映する場合には、上映に係る費用負担や著作権処理等は受注者が行うものとする。
 - ウ 内容の決定にあたっては発注者と協議するとともに事前に試写を実施するものとする。
- (4) 団体投影(学習投影等)用番組の制作・修正
- ア 既存の小学校3・4・6年生を対象とした学習指導要領に沿った内容の学習投影番組について、発注者と協議しながら、必要に応じ内容の編集・修正を行うこと。
 - イ 聴覚障害者向けの投影番組を1番組、令和8年9月30日までに制作すること。なお、これは令和8年10月1日以降の契約期間において投影可能な、聴覚障害者向け番組の上映権取得に替えることができる。
 - ウ 幼児・理系学生・STEAM教育等、様々な利用用途を想定した番組を年間1番組以上となるよう企画・制作すること。
 - エ 番組を新たに制作又は上映権を取得する際には、内容について発注者と協議するとともに事前に試写を実施するものとする。また、番組を新たに制作又は内容に変更が生じた際には、投影開始後の機器操作及び解説のポイントを示した進行表についても併せて作成・修正し、発注者による確認後、提出すること。
 - オ 番組内の制作・修正・上映に係わる監修者、外部団体、関係業者との連絡調整、取材及び資料収集時の手続き、著作権処理や費用負担等は受注者が行うものとする。
- (5) プラネタリウム(星空解説)の投影内容
- 投影当日の星空を投影し、生解説で30分程度(注意事項等の説明を併せて30~35分程度)とする。
- (6) 子ども向けプラネタリウム(星空解説+子ども向け番組)の投影内容
- 投影当日に見える星空を投影し、生解説で10分程度とする。また、受注者が制作又は選定した子ども向け番組を全天周映画機器等を使用して投影するものとする。(注意事項等の説明を併せて30~35分程度)
- (7) 団体投影(学習投影)の投影内容
- ア 団体投影は、幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校(高等部を除く)・義務教育学校の児童生徒(以下、学校団体)を対象とした学習投影と、それ以外の団体を対象とした一般団体投影を行う。
 - イ 学習投影は、学校団体からの求めに応じ、制作した番組や投影システムに搭載されているコンテンツ等を活用し、学習指導要領に基づいた内容で実施することとする。
 - ウ 一般団体投影(学校団体から同様の内容で投影・上映の希望があった場合も含む)は、来館日

を含む期間内に投影・上映をしている内容又は、発注者と事前協議の上決定した既存番組の中から投影・上映を行うものとする。

(8) 全天周映画の選定及び上映

ア 子ども向け及び一般向けを対象とした番組を、契約期間内において各々年間1番組以上となるよう選定する。番組内容は、天文・宇宙に関連したものでかつ、教育普及活動にふさわしく、ドーム型スクリーン設備を十分に活用した内容で、上映時間は25分以上（注意事項等の説明を併せて30分以上）の作品とする。ただし、天文・宇宙分野以外のものについても、事前に発注者に確認し、その承諾が得られたものについては取り扱うことができることとする。

イ 全天周映画の上映に係る費用負担や著作権処理等は受注者が行うものとする。

ウ テーマ・内容の決定にあたっては発注者と協議するとともに事前に試写を実施するものとする。

エ 受注者が選定した番組以外に発注者が上映権を保有する番組についても、発注者と協議の上、上映できるものとする。ただし、発注者が上映権を保有する番組は、年間番組数には含まない。

(9) プラネタリウム等関連機器の保守管理等

ア 機器類のトラブル発生時の応急処置（ランプ交換等の軽易な修理、メーカー・メンテナンス業者への連絡、修理時の立ち会い、トラブル以降の投影・上映スケジュールの連絡・調整）

イ プラネタリウム・全天周映画機器の点検時の立ち会い及び指定された作業補助

ウ プラネタリウム番組・全天周映画作品の入れ替え作業

エ プラネタリウム・全天周映画機器・周辺機器類の日常管理

オ 各種番組ソフト・機器材・消耗品等の保管及び管理

カ 管球類・消耗部品の点検・交換（管理台帳での整理、在庫の確認と不足分の発注者への連絡）

キ 観覧者の整理補助、入退場案内補助、もぎり受付補助、投影の予約受付補助

ク 補助投影機付近の清掃及び多目的ルーム内側のガラス清掃

(10) 天文に関する教育普及事業等の補助

ア 天文資料の収集・整理・保管、天文かわら版の運営

イ 星空観望会事業における配布資料準備、プラネタリウム投影、一部の天体観測機器の準備・投影等運営補助。

ウ プラネタリウムに関する広報として、プラネタリウム及び全天周映画番組のポスター及びチラシの版下・番組紹介文の作成、館内番組紹介パネルの設置。

エ 発注者が行う博物館実習等事業におけるプラネタリウム運営に関する部分への協力

オ その他、発注者がプラネタリウム投影を行う事業等における操作補助（終了後の電源処理等を含む）及び発注者が急遽投影ができなくなった場合の代替投影。

カ 来館者からの質問への対応または担当職員への取り次ぎ

(11) プラネタリウム多目的利用事業及びその他提案事業の企画・実施

ア 本仕様書5(10)に規定する事業以外に最大月2回開催するプラネタリウム施設の多目的利用等を目的とした事業（講演会・コンサート等）におけるプラネタリウム操作・準備等作業。

イ 前号の内、月1回の頻度で開催が可能な多目的利用事業の企画提案・実施

ウ その他提案事業の実施（プラネタリウムドーム外や館外での事業も提案可能とする）

(12) その他

ア 非常時及び災害発生時における来館者への安全確保・避難誘導協力

イ けが、身体の故障、盗難発生時の発注者への速やかな報告と適切な対応

ウ 遺失物の発見あるいは観覧者から遺失物の申し出があったときの発注者への速やかな報告と適切な対応

- エ プラネタリウム内及び事業実施時の感染症対策にかかる衛生作業等の実施協力
- オ 感染症対策や機器の故障及び修繕等により長期間（概ね2週間以上）プラネタリウム投影及び全天周映画上映がない期間については、プラネタリウム機器の定期起動・点検及び番組制作、状況に応じた広報活動や教育普及活動等を発注者と協議して行うものとする。
- カ その他プラネタリウム運営に必要な補助業務

6 業務を要しない日

休館日は、原則として業務を要しない。ただし、事業実施及びプラネタリウム保守・修繕等により業務が必要な場合は、発注者と受注者で協議するものとする。

7 従事者

- (1) 従事者は、明朗で健康な者をあて、そのうち業務に精通し、天文学の知識を豊富に持つプラネタリウム投影等の経験者であり、指導力のある者を管理責任者とし、本業務全体の管理及び発注者との調整協議にあたる。
- (2) 従事者は、業務にあたっては、身だしなみに気をつけ、博物館の公共性を十分認識して、来館者及び他の博物館勤務者等に対する態度、言葉遣いは親切・丁寧・簡潔・明瞭に対応する。
- (3) 受注者は、従事者に対し業務上必要な研修等を行うこと。なお、これにかかる費用は、受注者の負担とする。
- (4) 従事者は、発注者が実施する避難訓練等、施設運営上必要な事業に参加すること。
- (5) 従事者は、発注者の指定する館内の作業場、更衣室、休憩室を使用することができる。

以 上